

## 人工内耳用音声信号処理装置（修理）申請の流れ

① 申請書に記入する。

↓

② 業者に見積、医師へ人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）の作成を依頼する。

↓

③ 申請書、見積書、人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）を高松市に提出。  
（郵送可能）

※ 業者が見積を直接高松市に送ってくれる場合は申請書と人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）のみで可

↓

④ 提出後2週間程で、高松市から決定通知と支給券が届くので、業者に印鑑と一緒に持って行き、支給券と品物（人工内耳用音声信号処理装置）を交換する。

（補足）

※ 決定前に人工内耳用音声信号処理装置の修理をすると、補助の対象外になります。

※ 医師による人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）については、身体障害者福祉法第15条による指定医が書いたものをご提出頂く必要がございます。

※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。

※ 利用者の負担は、原則として基準額の1割+基準額の超過分になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 障がい福祉課

TEL 839-2333

FAX 821-0086